

議案第11号

杉並区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和2年2月12日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
杉並区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年杉並区条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び次章」を「、次章及び第5章」に改める。

第15条第3項を次のように改める。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第16条を第22条とする。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 杉並区災害弔慰金等支給審査会

（審査会の設置）

第16条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、区長の附属機関として、杉並区災害弔慰金等支給審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（審査会の所掌事項）

第17条 審査会は、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ、答申する。

- （1） 災害弔慰金の支給に係る災害と死亡との因果関係に関する事項
- （2） 災害障害見舞金の支給に係る災害と障害との因果関係に関する事項
- （3） その他災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する重要な事項

（審査会の組織）

第18条 審査会は、医師、弁護士その他区長が適当と認める者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員7人以内をもつて組織する。

2 委員の任期は、3年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査会の会長)

第19条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の会議)

第20条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審査会の会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第21条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

附則第3項中「第13条第1項」を「第14条第1項」に改める。

附 則

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第15条第3項の改正規定及び附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

杉並区災害弔慰金等支給審査会	会長月額 19,000円
	委員月額 16,500円

(提案理由)

災害弔慰金等支給審査会を設置する等の必要がある。

杉並区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
(抄)

新 条 例	旧 条 例
(災害弔慰金の支給)	(災害弔慰金の支給)
第3条 区は、区民が令第1条に規定する災害（以下この章、次章及び第5章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。	第3条 区は、区民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。
(償還等)	(償還等)
第15条 略	第15条 略
2 略	2 略
3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u>	3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u>
<u>第5章 杉並区災害弔慰金等支給審査会</u>	
<u>(審査会の設置)</u>	
第16条 <u>災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、区長の附属機関として、杉並区災害弔慰金等支給審査会（以下「審査会」という。）を置く。</u>	
<u>(審査会の所掌事項)</u>	

第17条 審査会は、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ、答申する。

(1) 災害弔慰金の支給に係る災害と死亡との因果関係に関する事項

(2) 災害障害見舞金の支給に係る災害と障害との因果関係に関する事項

(3) その他災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する重要な事項

(審査会の組織)

第18条 審査会は、医師、弁護士その他区長が適当と認める者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員7人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、3年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査会の会長)

第19条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の会議)

第20条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上の出席が

なければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審査会の会議は、非公開とする。
(守秘義務)

第21条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第6章 雑則

(委任)

第22条 略

附 則

1 及び 2 略

3 前項に規定する災害援護資金の貸付けに係る償還免除については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第14条第1項の規定によるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第16条 略

附 則

1 及び 2 略

3 前項に規定する災害援護資金の貸付けに係る償還免除については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項の規定によるものとする。